

会 員 各 位

大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関  
社団法人 大阪府トラック協会  
会長 坂本 克己

## 平成23年度輸送秩序確立運動の実施について (ご協力お願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会ならびに適正化事業実施機関の運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて 国内貨物輸送量の90%以上を担うトラック輸送は、国内物流の基幹産業として、わが国の経済と暮らしを支えるライフラインとしての責務を遂行し、産業活動や国民生活に不可欠な存在となっています。

一方、トラック運送業界の99%は中小企業者で占められており、近年の厳しい経済環境のもとで、個々の事業者の経営は一層厳しさを増しています。

このような状況のなか、トラック運送業界は「社会との共生」を命題とし、安全で安心かつ良質な輸送サービスを安定的に確保・提供し続けることが課題となっています。そのためには、再生産可能な経営基盤の確立が急務であり、コストに見合った適正な運賃収受が不可欠となっています。

このため、法令遵守及び公正取引を通じた輸送秩序の確立が、従来にもまして重要な喫緊の課題となっており、将来にわたるトラック事業の発展を目指して、これらの課題に着実かつ真摯に取り組み、健全な競争環境の実現と適正取引の推進に努めて、業界の輸送秩序の確立を図っていかねばなりません。

そこで、平成23年度も前年度に引き続き、社団法人全日本トラック協会と連携して、健全な輸送秩序の確立と安全・事故防止策等の一層の推進を目指し、下記を重点実施項目として定め、みだしの運動の目的達成のため業界一丸となった事業活動を積極的に展開することといたしましたので、みなさまにおかれましてもその趣旨をよろしくご理解いただき、積極的な取り組み、推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 重点実施項目

- (1) 貨物自動車運送事業法等トラック事業を取り巻く関係法令等の遵守徹底及び違法行為の是正対策の推進
- (2) 荷主企業とトラック事業者とのパートナーシップの確立及び荷主懇談会等による荷主企業に対する効果的なPR活動の積極的な展開
- (3) 不公正取引の是正及びコストに見合った適正運賃収受問題について荷主企業への理解促進と協力要請
- (4) 運輸安全マネジメントの確実な遂行及び社会との良好な共生を目指した安全・環境を含む円滑かつ高品質な輸送サービスの追求
- (5) 輸送原価に対する意識改革の向上及び原価管理の徹底等による経営体質の改善に努め、企業経営基盤を確立
- (6) 社会保険等への適正加入の厳守及び輸送秩序を阻害する行為の排除に向けた諸対策の積極的な推進並びに関係行政庁との連携強化

### 2. 実施期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日（1年間）

なお、参考資料として「許可・認可変更届必要書類」を添付しておりますので、各社の事情に応じて効果的にご活用ください。

# 参 考

## 認 可 ・ 変 更 届 必 要 書 類

### ◎ 認 可

<営業所、休憩・睡眠施設の新設および位置の変更>

同一最小行政区画の場合のみ位置変更届（営業所のみ）

1. 営業所、休憩・睡眠施設の認可申請書 …………… （但し、営業所の位置変更において同一最小行政区画内での変更の場合は、変更届でよい）

### 2. 添 付 書 類

- ① 自己所有の場合 …………… 土地・建物の登記簿謄本（抄本）、未登記の場合は、固定資産課税台帳登録証明書  
自己所有でない場合 …………… 賃貸借契約書（写）または、使用承諾書（写）  
〔 1年以上の契約がされていること、契約期間が1年未満の場合は、自動的に更新される旨の契約事項があること 〕

② 平面図（求積図）

③ 付近の見取図および営業所・車庫間の距離が判明する図面（写）

④ 写 真 …………… 事務所・休憩・睡眠施設全景、室内等

⑤ 宣誓書 …………… 都市計画法等関係法令に抵触しない旨、宣誓した書面

注. 〔 運送利用者が自由に入出りできる場所に限り  
掲示事項（運賃および料金表、運送約款） 〕

<車庫の新設>

### 1. 車 庫 の 認 可 申 請 書

### 2. 添 付 書 類

- ① 自己所有の場合 …………… 土地・建物の登記簿謄本（抄本）、未登記の場合は、固定資産課税台帳登録証明書  
自己所有でない場合 …………… 賃貸借契約書（写）または、使用承諾書（写）  
〔 1年以上の契約がされていること、契約期間が1年未満の場合は、自動的に更新される旨の契約事項があること 〕

② 平面図（求積図）

③ 付近の見取図および営業所・車庫間の距離が判明する図面（写）

④ 写 真 …………… 車庫全景、出入口、前面道路等

⑤ 宣誓書 …………… 都市計画法等関係法令に抵触しない旨、宣誓した書面

⑥ 車両配置図 …………… 車庫の収容率が90%以上のとき

⑦ 通行承諾書（写） …………… 私道を通行する場合

※前面道路の幅員について …………… 幅員証明書が必要とされる場合があります。  
道路管理者の証明。国道は不要。前面道路が私道の場合はそれに接続する公道

・ 道路幅員 { 通常道路 6.5m以上  
一方通行 4.0m以上

・ 車道幅員 { 通常道路 5.5m以上  
一方通行 3.0m以上  
が必要

◎ 事前届

<増車>

1. 事前届出書 ..... 新・旧対照表等
2. 事業用自動車等連絡書・手数料納付書
3. 車両配置図・自動車検査書(写)..... 車庫の収容率が90%以上のとき

◆ ランクおよび1両当りの必要算定面積

種別 ----- 車両区分	小型	普通	けん引	被けん引	
				ポール	トレーラ
適用車両	長さ4.7m以下 幅1.7m以下 高さ2.0m以下	道路運送車 両法に規定 する普通車			
所要面積	10 m <sup>2</sup>	25 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>	35 m <sup>2</sup>

(例) 400 m<sup>2</sup>の車庫に4トン車(普通車)4台、けん引車(トラクター)2台、トレーラ2台を収容する場合

$$\frac{(25 \text{ m}^2 \times 4 \text{ 台}) + (20 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 台}) + (35 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 台})}{400 \text{ m}^2} \times 100 = 52.5\%$$

※自動車の種別は小型車・普通車については、道路運送車両法の規定による。

- ◆ 増車に従って車庫の収容能力を拡大する必要がある時は、あらかじめ車庫の認可を受けておくこと。
- ◆ 増車実施予定日が、行政処分期間終了後であること。

<減車>

1. 事前届出書 ..... 新・旧対照表等
2. 自動車検査証(写)
3. 事業用自動車等連絡書・手数料納付書

◎ 事後届

項目	添付書類	
	新旧・対照表	宣誓書
氏名、名称、または住所	○	
主たる事務所	○	
役員	○	○

△取締役会議事録は、特に要請があったとき添付する。

◎ その他

- ・ 運転者適性診断は、一般診断・特別診断の他、初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ・Ⅱに該当する場合は、適宜受診のこと。
- ・ 運行管理者、整備管理者については、定められた必要な員数を確保するとともに、車庫と営業所が常時緊密な連絡がとれる体制を整備すること。
- ・ 事業報告書、事業実績報告書は、定められた期間内に提出すること。